平成２１年（フ）第４９６号
宮崎市中村東３丁目３番６号　ロワイヤルヒルズ南宮崎402号、前住所宮崎市大淀１丁目１番24号　市営住宅269棟303号
債務者　荒木ひろみ（旧姓谷口）
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草2274番地17
債務者　日高　万里
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５７号
松江市西津田１丁目６番13号
債務者　下谷美喜子
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
神奈川県横須賀市日の出町２丁目６番地　マンションタピール204
債務者　鈴木　賢一
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３６０号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目33番３―104号
債務者　川口　家裕
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６３８号
青森県むつ市苫生町１丁目10番11号
債務者　住吉　修一
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3237番地　県営与那原団地１―103
債務者　比嘉　美幸
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５９号
長崎県松浦市福島町鍋串免102番地14
債務者　若松　正博
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
長崎県平戸市度島町114番地
債務者　赤木　洋子
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０８１号
熊本県宇土市上網田町477番地３
債務者　小田　一人
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２９号
熊本市合志２丁目７番17号
債務者　橋本ヨシエ（旧姓石塚）
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２１２号
熊本市長嶺東１丁目４番33―105号
債務者　樫村　惠子
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４号
秋田県横手市十文字町字曙町10番地１
債務者　小川　良子
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５号
秋田県湯沢市清水町１丁目４番21号
債務者　高橋　茂樹
１　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２４号
愛知県高浜市論地町３丁目３番地36
債務者　佐々木裕美（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
愛知県刈谷市今川町花池116番地１
債務者　梅本　伸行
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
愛知県安城市城南町１丁目13番地11　柴田アパート
債務者　ヒラシマ　ロベルト　マサミツ
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係